

## 平成 1 7 年度事業実績報告書 (案)

社会保険庁

# 目 次

<b>I. 平成 17 年度の事業の概況</b> . . . . .	1
<b>II. 平成 17 年度に達成すべき目標に関する実績</b> . . . . .	9
<b>1. 適用事務に関する事項</b>	
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用対象事業所 (船舶所有者を含む。)の適用を促進する。 . . . . .	10
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の適用事業所から の、被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る 適正な届出を促進する。 . . . . .	14
(3) 住民基本台帳ネットワークにより把握した20歳到達者を国民年金に完全適 用することにより年金制度未加入者の発生を防止する。 . . . . .	18
(4) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出を促進する。 . . . . .	20
(5) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。 . . . . .	22
<b>2. 保険料等収納事務に関する事項</b>	
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業・厚生年金保険事業の保険料等の確実 な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船舶所有者を 含む。)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。 . . . . .	26
(2) 国民年金保険料の確実な収納を図る。 . . . . .	32
(3) 国民年金保険料の免除制度等の適正な運用を行う。 . . . . .	38
<b>3. 保険給付事務に関する事項</b>	
(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを 活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受 診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。 . . . . .	42
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の適 正化を図るとともに、迅速な支給に努める。 . . . . .	46
(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。 . . . . .	52
(4) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。 . . . . .	54
(5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行う。 . . . . .	58

<b>4. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</b>	
(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。．．．．．	60
(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。．．．．．	63
<b>5. 広報、情報公開、相談等に関する事項</b>	
(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行う。．．．．．	66
(2) 年金教育の拡充を図る。．．．．．	70
(3) 年金個人情報提供の充実を図る。．．．．．	74
(4) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実する。．．．．．	78
(5) 国民に対する適切な情報公開を行うとともに、積極的な情報提供の充実を図る。．．．．．	82
(6) 個人情報へのアクセスの制限等の個人情報保護のための管理システムにより、被保険者記録へのアクセスの監視や委託業務の監督を厳格に実施する。．．．．．	86
<b>6. その他の業務全般に関する事項</b>	
(1) ・サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。 ・業務処理の具体的な目標値に基づき、サービス水準の向上を図る。 ・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。．．．．．	88
(2) 予算執行に当たってはその必要性等を十分精査し、予算執行上の無駄を排除するとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。．．．．．	89
(3) レガシーシステム見直しのための厚生労働省行動計画に基づき、業務・システム最適化計画を策定すること。．．．．．	90
(4) 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。．．．．．	91
<b>Ⅲ. 平成17年度における業務改革の取組状況</b> ．．．．．	95
<b>1. 国民サービスの向上</b>	
(1) お客様の声に対応したサービスの向上	
①「長官への手紙・長官へのメール」の実施．．．．．	96
②国民の声報告体制の整備．．．．．	96
③社会保険庁ホームページの充実．．．．．	97

④社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置	97
⑤定期的な「お客様満足度アンケート」の実施	98
<b>(2) 年金相談体制の充実</b>	
①年金相談の時間延長・休日相談の実施	98
②年金相談センターの増設及び地域ニーズに応じた移転・廃止	98
③年金電話相談センターの拡充	99
④年金相談に関するバリアフリー化の推進	99
⑤市庁舎等を活用した年金相談事業の検討	99
⑥社会保険事務所における総合相談室の拡充	99
⑦中央年金相談室の電話相談ブースの大幅拡充及び年金電話相談センターとのネットワーク化	100
<b>(3) 各種通知書類の見直し</b>	
①通知書等の見直し及び様式の統一化	101
<b>(4) 年金個人情報提供の充実</b>	
①年金見込額試算の対象年齢引き下げ（55歳以上→50歳以上）	101
②裁定請求書の事前送付	102
③インターネットによる年金個人情報の即時提供	102
<b>(5) 年金相談業務の質の向上</b>	
①年金相談員のスキル別研修等の実施	102
②社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施	102
<b>(6) 被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底</b>	
①年金個人情報の提供による加入記録整備の推進	103
②市町村との連携による、対象市町村内の被保険者の加入記録整備	103
<b>(7) 事務処理の迅速化</b>	
①年金裁定の処理日数の短縮	103
②障害年金の事務処理方法の見直しの検討	104
<b>(8) 事務処理の標準化</b>	
①全国統一の業務マニュアルの作成	104
<b>(9) 事務処理の効率化</b>	
①外部委託のブロック単位への集約化	105
②入力委託対象届書の拡大	105
③市町村経由の届書の磁気媒体による受付の検討	105
④健保・厚年の適用関係届書の磁気媒体化の推進	106
<b>(10) 社会保険事務所の配置等の見直し</b>	
①人員配置の地域間格差の是正	106
②首都圏内の都県への国民年金照会専用電話の設置	106
<b>(11) 政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化</b>	
①政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討	106
②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	107
③被保険者への情報提供の充実	107
④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	107
⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	107
<b>(12) 企業における社会保険事務の支援</b>	
①本社における社会保険の適用手続の周知	107
<b>2. 年金制度の周知徹底</b>	
<b>(1) 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施</b>	
①各種情報提供の効果的・効率的な実施	108
②中・高校生を対象とした年金教育の拡充	108

③職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	109
④「総合カタログ」及び「目的別パンフレット」の作成及び配布	109
⑤地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	109
⑥大学生向けの年金セミナーの開催	109
<b>(2) 年金受給権等の確保のための取組の推進</b>	
①ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手續や免除制度の周知徹底	110
②厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用	110
③満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨	110
④追納勧奨対象者の拡大	110
⑤追納勧奨状の送付時期等の見直し	110
<b>3. 保険料収納率の向上</b>	
<b>(1) 「新たな保険料徴収モデル」の展開</b>	
①未納者の属性に応じた効率的な対策の推進	111
②首都圏における新規未納者への対策の先行実施	111
<b>(2) 年度別行動計画の策定</b>	
①年度別行動計画の策定	112
②行動計画の達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定	112
<b>(3) 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化</b>	
①特別国民年金推進員の活用	113
②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充	113
③国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	114
<b>(4) 保険料を納めやすい環境整備の推進</b>	
①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	115
②若年者納付猶予制度の導入	115
③口座振替割引制度の拡充	116
④口座振替の利用勧奨の徹底	117
<b>(5) 民間委託の推進</b>	
①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施	118
<b>(6) 市町村・各種団体との連携・協力</b>	
①商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施	118
②国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	118
<b>(7) 未適用事業所の適用の推進</b>	
①健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大	119
<b>(8) 労働保険との徴収事務の一元化</b>	
①労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る	119
<b>4. 予算執行の無駄の排除</b>	
<b>(1) 不適切な予算執行の排除</b>	
①年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない	119
②年金福祉施設等の整理合理化	119
③調達コスト削減目標の設定	120
④監修料の受け取り禁止等の厳格なルールへの遵守	120

(2) 予算執行の透明性の確保	
①競争入札及び企画競争の原則化	121
②インターネットを活用した予算・決算の情報提供	122
(3) 新たなチェックシステムの導入	
①調達委員会の設置	122
②予算執行についての内部監査の強化	123
(4) 予算積算と決算との乖離の是正	
①執行結果の予算要求への反映	123
(5) 事業コストの管理・分析	
①事業単位コードの各業務のコスト管理への活用	123
5. 個人情報保護の徹底	
①個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の 実現に向けた取組の実施	124
6. 意識改革の徹底	
①内部改善提案制度の創設	124
②職員行動規範の策定及び徹底	125
③能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入	125
④社会保険事務局・事務所グランプリの実施	126
⑤本庁と地方庁の人事交流の拡大	127
⑥地方職員の本庁ポストへの登用拡大	127
⑦職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し	127
⑧集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施	127
7. 組織内部の改革	
①社会保険事業運営評議会の設置	128
②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置	128
③内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置	128
④社会保険事業計画の見直し	129
⑤年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表	129
「事業実績報告」と「実績評価」について	130

# I 平成17年度の事業の概況

## 1. はじめに

社会保険庁については、これまでにその事業運営に関する様々な指摘がなされるとともに、種々の不祥事案も生じたところである。

社会保険制度は国民の信頼があってこそ成り立つものであり、損なわれた信頼を回復するため、まずは、これまでにいただいていた様々な御指摘の一つひとつをしっかりと受け止め速やかに変えるべく、各般にわたる業務改革及び職員の意識改革に取り組んできたところである。

こうした中で、今般、全国の社会保険事務所において、被保険者本人からの申請がないにもかかわらず免除等の手続を行ったという、国民年金法及び同法施行規則の規定等に定める手続に反する多くの事例があったことが明らかとなったことは極めて遺憾である。

法令に定められたルールに則って業務を進めるという、公務員が当然守るべきことを逸脱した由々しき問題であり、社会保険庁としては、これまで徹底した調査を行い、全容を明らかにするとともに、今回の問題の構造的背景等を踏まえた再発防止策をとりまとめたところである。

### (1) 国民年金保険料の免除等問題についての実態調査

平成18年2月以降、国民年金保険料の免除等に関し、不適正な事務処理の事例が判明したため、まずは各社会保険事務局及び社会保険事務所に対する申告調査を行い、同年5月29日に「第1次調査報告書」を、同年6月13日に「第2次調査報告書」をそれぞれ公表した。

その上で、徹底的に全容を明らかにするため、同年6月9日から19日にかけて、本庁の職員及び地方監察官（自らの都道府県の調査には加わらない）249名からなる「実態解明チーム」を全事務局に派遣し、全国で約327万件に及ぶ平成17年度の国民年金保険料の申請免除及び若年者納付猶予の申請書類等の全件を確認し、不適正な事例の有無等について調査する「全件調査」を行い、同年7月6日、調査結果について公表した。

さらに、これらの不適正事案ごとの発案から実行に至る具体的な経緯等についての「詳細調査」の結果等に加え、今回の問題発生 of 構造的背景や再発防止策等を掲げた「第3次調査報告書」を取りまとめ、同年8月3日に公表したところである。

なお、厚生労働省においても、こうした社会保険庁における国民年金保険料の免除問題の調査結果等を検証するため、平成18年6月6日より「社会保険庁国民年金保険料免除問題に関する検証委員会（厚生労働大臣政務官が民間有識者を招集）」が開催され、社会保険庁による調査の検証等を行い、8月3日、報告書の取りまとめが行われたところである。

## (2) 再発防止策等

今回の問題を踏まえた再発防止策については、まず、平成18年5月29日、厚生労働大臣主宰の「第11回社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において、当面の対応策を提出し、そのうち速やかな対応が可能な法令違反通報窓口の設置（社会保険事務所及び社会保険事務局における法令違反の疑い等について、被保険者や受給者等から、本庁が直接受け付ける体制の整備）については同年6月14日から、法令遵守委員会の機能強化等（法令遵守委員会の調査範囲の拡大等）については同年7月1日から実施したところである。

さらに、「第3次調査報告書」において、今回の問題発生の構造的背景等を踏まえ、以下のような再発防止策を取りまとめたところである。

- ① 法令に基づいて業務を行う「法令遵守の意識の徹底」
- ② 統一的で詳細な業務マニュアルや情報共有のシステム等を整備し、事務局・事務所が独自の判断による事務処理を行わないようにする「業務の標準化・統一化の徹底」
- ③ 異常な入力記録について監視するためのシステムの開発、免除等申請書の入力等の共同事務センターへの完全集約（受付と入力処理の分離）、窓口装置からの直接入力の原則禁止など「事務処理のシステム的なチェック機能の整備」
- ④ 外部人材の登用、不適正処理の是正を重視する監察方式の実施など「監察部門の機能強化」
- ⑤ 地方社会保険事務局のブロック化や本庁の体制強化など「ガバナンスを強化するための組織改革」
- ⑥ 地方組織の幹部職員に有能な職員を育成・選抜して広域人事で登用する「能力重視の広域人事等の断行」

社会保険庁としては、今回の調査結果等を踏まえ、国家公務員として適正を欠く行為を行った職員に対する厳正な処分を行ったところであり、今後、各般にわたる再発防止策の速やかな実施を図るとともに、引き続き業務改革・職員の意識改革・組織改革を着実に進めるなど、社会保険事業に対する国民の信頼回復に向けて全力をあげて取り組むこととしている。



## 2. 社会保険事業

社会保険事業については、これまでいただいていた御指摘を踏まえ、徹底した業務改革を進めるべく、「緊急対応プログラム」（平成16年11月）及び「業務改革プログラム」（平成17年9月）を策定し、これらに基づき、各般にわたる改革を推進してきたところであり、平成17年度において、社会保険庁が実施した国民年金（以下「国年」という。）、厚生年金保険（以下「厚年」という。）、政府管掌健康保険（以下「政管健保」という。）及び船員保険（以下「船保」という。）の4制度についての適用、徴収、給付及びこれに関連する業務の概況等は、以下のとおりである。

### （1）業務の概況

#### ア 適用事務

- ① 厚年・政管健保の適用事業所数は、厚年が165万事業所、政管健保（健康保険組合が設立されている大企業は含まれない）が152万事業所となった。新規適用が、厚年6万6千事業所、政管健保6万5千事業所で、全喪が、厚年4万5千事業所、政管健保4万4千事業所であり、適用事業所数は増加した。

被保険者数は、厚年が3,302万人、政管健保が1,916万人となった。新規資格取得が、厚年690万人、政管健保470万人であり、資格喪失が厚年638万人、政管健保448万人であり、被保険者数は増加した。また、政管健保の被扶養者数は1,649万人であった。

特に、未適用事業所については、加入勧奨を行ったにもかかわらず、適用手続をしない事業所があることから、平成16年度から呼出と個別訪問による重点的な加入指導を実施し、平成17年度からは職権による適用（11件）にも着手したところである。

- ② 一方、国年については、被保険者数（第1号被保険者及び第3号被保険者）は、3,283万人で、そのうち、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者（第3号被保険者）は1,092万人となった。資格取得が658万人、資格喪失が692万人であり、被保険者数は減少した。

特に、20歳到達者について、届出勧奨と職権適用により完全適用を図るとともに、種別変更等の適正届出の励行促進と基礎年金番号による被保険者記録の管理に努めた。

#### イ 保険料等収納事務

- ① 厚年・政管健保の保険料については、保険料収納額は、厚年が20兆584億円、政管健保が6兆5,676億円であり、収納率は、厚年が98.5%（前年度より0.3ポイント上昇）、政管健保が97.9%（前年度より0.3ポイント上昇）であり、前年度を上回る水準となった。滞納保険料については、13,631事業所に対して差押えを行った。

- ② 国年の保険料については、コンビニ・インターネットバンキング等による保険料を納めやすい環境づくり（コンビニによる納付：589万件、インターネットバンキング等による納付：14万件）を進めるとともに、市町村から提供される所得情報を活用した強制徴収・免除勧奨の徹底等による保険料収納対策の強化を図ったところであり、未納者に対する電話督促は823万件、戸別訪問は1,774万件、最終催告状送付は17万件、差し押えは2,697件（平成18年4月以降も実施中）であった。

この結果、平成17年度の保険料納付額は、1兆9,480億円、当該年度分の納付月数は1億9,060万月、納付率は67.1%となり、対前年度比3.5ポイントの改善と、ここ数年の改善幅を大きく上回る一定の結果を残した。

なお、平成17年度の目標納付率（69.5%）は達成できなかったものの、17年度の単年度の目標改善幅（対前年度比3.8ポイント増）に0.3ポイント差まで近づく結果となった。

また、国年保険料の免除は382万人、学生納付特例は176万人、若年者納付猶予は34万人であった。（17年度末現在。不適正な事務処理に係る訂正後の実績。）

## ウ 保険給付事務

- ① 政管健保の医療給付費は、3兆6,770億円、傷病手当金等の現金給付費は、5,321億円となった。レセプトの点検件数は122万件で、被保険者1人当たりの点検効果額は、3,416円（前年度より331円減）となった。
- ② 年金給付費は、厚年が2兆9,863億円、基礎年金が1兆2兆6,386億円、国年が1兆9,527億円となった。年金受給権者は、厚年が2,511万人、国年が2,439万人であり、年金の新規裁定件数は、厚年が150万3千件、国年が49万8千件となった。
- ③ なお、平成17年度より各種保険給付について、申請されてから決定通知書等が届くまでの期間についての目標として「サービススタンダード」を設定し、サービスの迅速化を図っているところである。

具体的には、傷病手当金等の健康保険給付は3週間以内、老齢年金及び遺族年金は2か月以内、障害年金は3か月半以内と設定しており、平成17年度における達成率は、傷病手当金が85.6%、老齢基礎年金が98.7%、遺族基礎年金が93.7%等となっている。

## エ 年金相談等

- ① 年金相談については、待ち時間が長いなどの問題があったことから、平成16年12月から、毎週月曜日に相談受付時間を午後7時まで延長し、平成17年度からは、毎月第2土曜日に休日相談を実施するなど、相談体制の充実を図った。

また、平成17年8月から、社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースを段階的に拡充（56席（平成16年度末）→180席（平成

17年度末))するとともに、同年10月から、中央年金相談室と全国23カ所の年金電話相談センターをネットワークで結んだ全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施し、この結果、相談電話の応答率の向上(20.5%(平成16年度平均)→77.5%(「ねんきんダイヤル」実施後の平均))が図られた。

- ② さらに、平成17年10月から、老齢基礎年金の受給資格を満たしている方に対して、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付するターンアラウンド方式の導入(55万件)や、平成18年3月から、年金見込額試算の対象年齢の引下げ(55歳以上から50歳以上)及びインターネットを活用した年金加入記録の即時提供を実施するなど、年金個人情報の提供の充実を図った。

## オ 保健事業及び福祉施設事業

政管健保の健康診断等の保健事業について、全国で新たに290医療機関を健診実施機関として指定するなど、健診受診者の利便性の向上を図るとともに、適切な健診が行われるよう実施機関の監査・指導の実施に努めたところである。

一方、年金福祉施設等については、今後は保険料を投入しないこととともに、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、平成22年9月までに整理合理化を進めることとしている。

## カ 社会保険オンラインシステムの刷新

社会保険オンラインシステムについては、平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、①記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化、②年金給付システムのハードウェア資源の集約、③原則、一般競争入札での調達による費用の透明性の確保、④システム部門の組織強化等の見直しを平成18年度から22年度までの5年間で実施することとしている。

## (2) 決算及び組織人員

### ア 決算

政管健保の平成17年度の単年度収支決算は、被保険者数の増加等による保険料収入の増加や老人保健拠出金の減少等により、平成15年度から3年連続の黒字で、1,494億円(医療分1,419億円)の黒字となったが、今後の収支見通し等を勘案すると、依然として予断を許さない状況にある。

年金事業の平成17年度の単年度収支決算は、厚年(厚生保険特別会計年金勘定)で9,672億円の黒字(なお、歳入においては積立金から6兆2,497億円を受け入れ)、国年(国民年金特別会計国民年金勘定)で1,071億円の歳出超過(積立金から補足)となった。決算終了後の積立金残高は、厚年で13兆4,020億円、国年で9兆1,514億円となった。

国年、厚年及び政管健保の適用、保険料等の収納及び保険給付等の事業を実施する上で必要な事務に要した費用は、2,731億円であり、このうち、職員給

与等の人件費が1,423億円であった。

その財源内訳は、人件費等のための国庫負担額が1,813億円、特例措置として保険料を充てた額が918億円であった。

また、年金相談等や保健事業及び福祉事業に要した費用は、2,012億円であり、保険料財源を充当した。

## イ 組織人員

社会保険庁の組織は、本庁総務部・運営部、社会保険大学校、社会保険業務センター、社会保険事務局(都道府県単位の47局)、社会保険事務所・事務局内事務所(312所)であり、事務局には事務センター(47)及び年金電話相談センター(23)、事務所には年金相談センター(63)が置かれている。

常勤職員については、年金相談業務や保険料収納確保のための体制強化等により346人の増員を行う一方、定員削減計画による224人と健保・厚年の届書入力業務の省力化等による223人の合計447人の減員を行い、平成17年度末定員は17,365人(101名の純減)となった。

## 3. 社会保険庁改革

社会保険庁については、国民の信頼回復に向けて、業務改革と併せて抜本的な組織改革を行う必要があり、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終取りまとめや、厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の取りまとめ等に沿って、社会保険庁を廃止し、政管健保と公的年金の運営を分離の上、それぞれ新しい組織を設立する等の解体的出直しを行うこととし、平成18年通常国会に「ねんきん事業機構法案」を提出した。(継続審議中)

### (1) 組織改革

平成20年10月に社会保険庁を廃止・解体し、

- ・ 政管健保の運営については、国から切り離し、「全国健康保険協会」を設立する一方、
- ・ 公的年金については、国民年金の保険料収納率の向上という重要課題に対応し、国の責任の下に、確実な保険料の収納と給付を確保するため、年金事業に特化した「ねんきん事業機構」(厚生労働省の特別の機関)を設立するとともに、以下のような徹底した組織の構造改革を行うこととしている。

#### ①外部人材の参画

ねんきん事業機構の運営に関する重要事項を審議する「年金運営会議」や同機構の財務・業務・個人情報管理に関する内部監査を実施する「特別監査官」に外部専門家を登用し、意思決定機能・監査機能について、国民の意向を反映しつつ、抜本的な強化を図ることとしている。